

○長野県障がい者福祉センター条例（平成 10 年 3 月 30 日条例第 7 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定に基づき、障がい者福祉センターの設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成 26 年条例 11 号〕

（設置）

第 2 条 障害者の福祉の増進を図ることを目的として、スポーツ、レクリエーション、文化活動及び研修のための便宜を総合的に提供するため、長野県障がい者福祉センターを長野市に設置する。

一部改正〔平成 17 年条例 57 号・26 年 11 号〕

（聴覚障がい者情報センター）

第 3 条 長野県障がい者福祉センターに、聴覚障害者用の録画物の製作及び提供その他の業務を行う施設として、長野県聴覚障がい者情報センター（以下「情報センター」という。）を置く。

一部改正〔平成 17 年条例 57 号・18 年 9 号・26 年 11 号〕

（利用の許可）

第 4 条 情報センターを除く長野県障がい者福祉センター（以下「センター」という。）を利用しようとする者は、次条の規定によりその管理を行わせる指定管理者（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号に定める者（以下この条及び別表において「障害者等」という。）の利用を妨げない範囲内において、障害者等以外の者に対し、前項の許可をすることができる。

- （1）身体障害者福祉法第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- （2）厚生労働大臣の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者
- （3）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- （4）前 3 号に定める者の介助人その他の規則で定める者

一部改正〔平成 12 年条例 34 号・17 年 57 号・18 年 9 号・26 年 11 号〕

（指定管理者による管理）

第 5 条 センター及び情報センター（以下「センター等」という。）の管理は、指定管理者に行わせるものとする。

追加〔平成 17 年条例 57 号〕、一部改正〔平成 18 年条例 9 号〕

（指定管理者の指定）

第 6 条 指定管理者の指定は、センター等の管理を行うことを希望するものを公募し、その申請により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て行うものとする。

追加〔平成 17 年条例 57 号〕

（公募）

第 7 条 前条の公募は、次に掲げる事項を公告して行うものとする。

- （1）センター等の名称及びその概要
- （2）指定管理者の指定の期間
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

追加〔平成 17 年条例 57 号〕

(指定の申請)

第8条 第6条の申請は、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書（職員、センター等の管理の方法その他のセンター等の管理業務の実施に関する計画を記載した書類をいう。次条において同じ。）その他規則で定める書類を添付して行うものとする。

追加〔平成17年条例57号〕

(候補者の選定の基準)

第9条 第6条の候補者の選定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 事業計画書の内容が、センター等の効用を最大限発揮するとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容の確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎並びに人的体制を有するものであること。
- (3) 地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しないものでないこと。

追加〔平成17年条例57号〕

(指定の告示)

第10条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定の期間を告示しなければならない。

追加〔平成17年条例57号〕

(業務の範囲)

第11条 センターの指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センターの施設及び備品の維持管理に関する業務
- (2) 身体障害者に対する機能訓練並びに身体障害者の教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜の供与に関する業務
- (3) 障害者の福祉の増進に資する事業に関する業務で知事が必要と認めるもの
- (4) センターの利用の許可に関する業務
- (5) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

2 情報センターの指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報センターの施設及び備品の維持管理に関する業務
- (2) 聴覚障害者用の録画物の製作及び提供に関する業務
- (3) 聴覚障害者の福祉の増進に資する事業に関する業務で知事が必要と認めるもの
- (4) 前3号に掲げる業務に附帯する業務

追加〔平成17年条例57号〕、一部改正〔平成18年条例9号〕

(管理の基準)

第12条 指定管理者が行う管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) センター等の休館日について、月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、火曜日）、休日の翌日及び12月29日から翌年1月3日までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。
- (2) センター等の利用時間について、午前9時から午後9時（日曜日及び休日にあつては、午後5時）までとすること。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、これを変更することができる。

- (3) この条例及び次条の規定による協定を遵守して行うこと。
 - (4) 指定管理者がその業務を行うに当たって取得した利用者の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
 - (5) その他センター等の管理を適切に行うために必要な基準で知事が定めるもの
- 2 センターの指定管理者が行う管理の基準は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げるとおりとする。
- (1) センターの利用の停止及び許可の取消しについて、センター内において他人の迷惑になるような行動をした場合その他の規則で定める場合に行うことができるものとする。
 - (2) めいていしている者その他センターの管理上著しく支障があると認められる者の長野県障がい者福祉センターへの入館を禁止し、又は長野県障がい者福祉センターからの退館を命ずることができること。

追加〔平成 17 年条例 57 号〕、一部改正〔平成 26 年条例 11 号〕

(協定の締結)

第 13 条 知事及び指定管理者は、次に掲げる事項について、協定を締結するものとする。

- (1) 地方自治法第 244 条の 2 第 7 項に規定する事業報告書に関する事項
- (2) 利用者の個人に関する情報の取扱いに関し必要な事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、センター等の管理に関し必要な事項

追加〔平成 17 年条例 57 号〕

(利用料金の納付等)

第 14 条 センターの指定管理者の許可を受けてセンターを利用しようとする者は、利用料金を納付しなければならない。

- 2 利用料金は、センターの指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、センターの指定管理者が定めるものとする。

一部改正〔平成 17 年条例 57 号〕

(利用料金の減免)

第 15 条 センターの指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、利用料金について規則で定める額を基準とした額を減免することができる。

- (1) 障害者の福祉を目的としている団体が、障害者の福祉の向上を図るために利用するとき。
- (2) 前号に定めるもののほか、規則で定める特別の理由があるとき。

一部改正〔平成 17 年条例 57 号〕

(利用料金の還付)

第 16 条 センターの指定管理者は、既に納付された利用料金を還付しないものとする。ただし、当該指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、特に必要があると認めるときは、規則で定める額を基準とした額を還付することができる。

- (1) 利用する者の責任によらない理由で利用できなくなったとき。
- (2) 利用の申込みをした者が規則で定める日までにその申込みを取り消したとき。
- (3) 前 2 号に定めるもののほか、規則で定める特別の理由があるとき。

一部改正〔平成 17 年条例 57 号〕

(管理等の委任)

第 17 条 この条例に定めるもののほか、長野県障がい者福祉センターの管理及びこの条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

一部改正〔平成 17 年条例 57 号・26 年 11 号〕

附 則

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 25 日条例第 34 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 17 日条例第 57 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の長野県障害者福祉センター条例（以下「新条例」という。）第 6 条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続は、この条例の施行の日前においても、同条から新条例第 10 条まで及び第 13 条の規定の例により行うことができる。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日条例第 9 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 12 月 18 日条例第 52 号）

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 20 日条例第 11 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（別表）（第 14 条関係）

1 障害者等が利用する場合

区分	金額
宿泊施設	1 人 1 泊について 1,000 円
和室（宿泊に利用する場合に限る。）	

2 障害者等以外の者が利用する場合

（1）体育館

区分	金額					
	午前 9 時 から正午 まで	正午から 午後 5 時 まで	午後 5 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	正午から 午後 9 時 まで	午前 9 時 から午後 9 時まで
全部を利用する場合	2,000 円	3,400 円	4,100 円	5,400 円	7,500 円	9,500 円
一部を 利用す る場合	半面を専用する場合		全部を利用する場合の項に掲げる区分に従い、当該区分に定める 額の 2 分の 1 に相当する額			
	専用しな い場合	一般	1 人 1 回について 150 円			
		小・中学生 及び高校生	1 人 1 回について 50 円			

(2) プール

区分		金額	
一般	65歳以上の者	1人1回について	300円
	65歳未満の者	1人1回について	500円
高校生		1人1回について	300円
小・中学生		1人1回について	150円

(3) トレーニング室

区分		金額	
一般		1人1回について	150円
小・中学生及び高校生		1人1回について	50円

(4) 卓球室

単位	金額
卓球台1台2時間 (2時間未満の端数があるときは、2時間に切り上げる。)	400円

(5) 陸上競技場

区分		金額		
		午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
専用する場合		800円	1,400円	2,200円
専用しない場合	一般	1人1回について	150円	
	小・中学生及び高校生	1人1回について	50円	

(6) テニスコート

単位	金額
コート1面2時間 (2時間未満の端数があるときは、2時間に切り上げる。)	1,500円

(7) アーチェリー場

区分		金額	
専用する場合		標的面1面2時間について	300円 (2時間未満の端数があるときは、2時間に切り上げる。)
専用しない場合	一般	1人1回について	150円
	小・中学生及び高校生	1人1回について	50円

(8) ホール、会議室及び和室

区分		金額						
		午前9時から正午まで	午後零時30分から午後5時まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後零時30分から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	超過時間 (超過時間が1時間未満のときは1時間とし、超過時間に1時間未満の端数があるときは切り上げる。)1時間につき
ホール	入場料を徴収しないで利用する場合	円 3,100	円 4,700	円 5,500	円 7,800	円 10,200	円 13,300	円 1,600
	入場料を徴収して利用する場合	4,700	7,000	8,200	11,700	15,200	19,900	2,300
第1会議室		1,400	2,000	2,400	3,400	4,400	5,800	700
第2会議室		900	1,400	1,600	2,300	3,000	3,900	500
第3会議室								
第4会議室		700	1,100	1,300	1,800	2,400	3,100	400
和室		2,200	3,400	3,900	5,600	7,300	9,500	1,100

(備考) 1 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。

2 営業のために利用する場合は、この表に掲げる区分に従い、当該区分に定める額の100分の150に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。)とする。

(9) 備品等

区分	金額
備品を利用する場合	知事が別に定める額
照明を利用する場合	
電気器具の持込みをして電力を利用する場合	
冷房又は暖房を利用する場合	

一部改正〔平成17年条例57号・20年52号・26年11号〕